・水道料金・下水道料金にかかる消費税率が変更になります。

令和1年10月1日より、消費税率が8％から10％に変更となります。

これに伴い、水道料金・下水道料金の消費税相当分についても10％に引き上げになりますので、お知らせします。

 ○適用時期

【令和1年9月30日以前より水道・下水道を継続利用中の場合】

水道料金は検針が2か月に一回のため、12月検針（12月・1月請求分）から消費税10％を適用します。

下水道料金は10月ご使用分を11月に請求しますので、11月請求分から消費税10％を適用します。

　【令和1年10月1日以降に水道・下水道を開始する場合】

水道料金、下水道料金ともに、初回請求（開始の翌月に請求）から消費税10％を適用します。

○お問合せ

上下水道課管理運営室

　電話８２－０４８１